

## 令和2年度第三次補正予算に係る改正点

### 1. 助成について

	現行	→	拡充後	
対象者の要件 (所得制限)	夫婦合計730万円未満	→	撤廃 (所得による制限なし)	国 の 3 次 補 正 予 算 に 伴 う 改 正
対象者の要件 (婚姻関係)	法律婚の夫婦のみ	→	法律婚及び <b style="color: red;">事実婚</b> の夫婦	
助成額	初回のみ30万円まで 2回目以降15万円まで (C・Fは7.5万円まで)	→	初回及び <b style="color: red;">2回目以降も30万円まで</b> (C・Fは <b style="color: red;">10万円まで</b> )	
助成額 (男性不妊)	初回のみ30万円まで 2回目以降は15万円まで (Cは対象外)	→	初回及び <b style="color: red;">2回目以降も30万円まで</b> (Cは対象外)	
通算助成回数	初めて助成を受けた際の治療期間の 初日における妻の年齢により、 ①40歳未満→通算6回まで ②40歳以上→通算3回まで	→	初めて助成を受けた際の治療期間の 初日における妻の年齢により、 ①40歳未満→通算6回まで ( <b style="color: red;">1子ごと</b> ) ②40歳以上→通算3回まで ( <b style="color: red;">1子ごと</b> ) <b style="color: red;">※助成を受けた後に出産した場合又は12週 以降に死産に至った場合に、通算助成回数を リセットすることができる。</b>	
対象年齢	治療期間の初日における 妻の年齢が43歳未満の夫婦	→	変更なし	
<b>【特例】</b> 新型コロナウイルス流行による所得要件の取扱い  ※旧制度に対する特例であるため、制度拡充により助成対象となった者には適用しない。(事実婚や通算回数のリセット等)	※令和2年4～12月に治療終了したものについて。 <b>【所得要件の確認】</b> 1～5月の申請は前々年の所得、6～12月の申請は前年の所得を、住民税課税証明書にて確認する。 確認した所得の夫婦の合計が730万円未満である場合、助成対象となる。	→	①新型コロナウイルスの流行を理由として所得が急変した場合。 >令和2年の所得が730万円未満の見込みとなることが確認できた場合、助成対象とする。 ②新型コロナウイルスの流行により治療を延期したことにより、令和2年5月末までに申請ができなかった場合。 >「平成30年の所得」が730万円未満である場合、助成対象とする。	コ ロ ナ に よ る 特 例